

2026年2月13日

(提出先)

足立区長

調査結果報告書

足立区公益監察員 金子 憲 康



申出受理日	2025年3月3日	内部通報管理コード	06-05
申出者	※足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱第20条第3項により、原則氏名は報告しない。		
申出等の内容の概要	足立区は、学校法人東京女子医科大学（以下「東京女子医大」）の東京女子医科大学附属足立医療センター（以下「本件病院」）の建設に関して、平成30年度以降令和4年度までに、補助金を含め百億円を超える多額の費用を支出しているところ、令和7年2月、東京地方検察庁が、同大の元理事長らを、本件病院の病棟等の建設工事に関連して同大に多額の損害を与えたとして背任罪で起訴したことを背景として、区議会本会議において「東京女子医大関係者から、区長を始めとする幹部職員を含む区職員への接待や会食、金品授受などはなかったか」が質疑の対象となった。これを踏まえて、足立区では、区民の不信があるのであれば自ら払拭する必要があると判断し、東京女子医大関係者から区長ら幹部職員や区職員への接待や会食、金品授受などがなかったか等を調べて、調査結果を公表する必要があると思料し、この点を区から独立する公益監察員をして調査の任にあたらせることとなった。		
調査経過	政策経営課、衛生管理課、資産管理課、秘書課及び区議会事務局等から資料の提供を受け、補助者とともに、平成26年から現在までの間に誘致及び補助金交付等の事務を担当していた政策経営部、衛生部及び秘書課の職員及び副区長（元職員を含む）並びに足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会の委員総勢97名に対してアンケートを実施するとともに、区長に対しては事前の書面質問を行ったうえで、本件病院の誘致、補助金交付の事務に関与した職員（現・前職の副区長を含む当時政策経営部及び衛生部の職員であった計10名）並びに区長に対するヒアリングを実施した。		
調査結果	以下の理由から、足立区の職員（本書においては区長、副区長等の特別職を含む。以下同じ。）と東京女子医大関係者との間で会食等が行われ、そのうち一部に手続違反があったことが確認されたものの、これにより、本件病院の誘致及び補助金の交付事務等の業務に不適切な影響を与えた事実は確認できなかった。 1 本件病院の誘致の経緯及び補助金交付事務の概要 区職員等に対するヒアリング及び各種資料から、以下の事実が認められる。 ・ 足立区では、区民から大学病院の設置を求める声が継続的に寄せられており、また、江北エリアにおける土地の活用方法として医療機関を誘致することが検討されていたところ、東京女子医大においても、当時荒川区に所在した本件病院の移転先を模索しており、足立区の病院誘致の意向と東京女子医大の移転の必要性とが一致した結果として、本件病院の誘致に至った。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件病院の誘致に際しては、平成27年6月当時の区議会議員全員が東京女子医大の誘致に賛成し、国会議員や都議会議員を含む合計54名の議員が加盟する「足立区議会大学病院誘致促進議員連盟」が設立された。 ・ 「東京女子医科大学東医療センターの建設及び運営等に関する基本協定書」は、区議会定例会において可決、承認されており、それに至る覚書の内容についても区議会定例会や特別委員会などで報告がなされるなど、議員らの賛同を得たうえで、誘致は進められていた。 ・ 補助金の交付の是非や補助金額の妥当性等については、足立区職員による他区事例の確認・検証を経て、上記のとおり議員らの賛同を得て、東京女子医大との間の正式な覚書及び協定書が締結されたうえで、医師会、弁護士及び公認会計士等で構成された足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会において協議・審査が行われ、妥当であると審査されたものに限り補助金が交付されていた。 <p>2 会食、物品の授受について</p> <p>足立区職員と東京女子医大関係者との間で、会費制による会食、会議における飲食物の提供及び物品の授受が行われていたことが確認され、そのうち一部（式典における弁当の提供及び物品の授受の件）について、書面による上司の承認を得ていなかったものがあり、「利害関係者等との接触に関する指針」（令和3年4月1日施行）の規定に反する手続違反があったことが確認された。それ以外の会食及び物品の授受については法令や規則に違反するものは認められなかった。</p> <p>3 結論</p> <p>以上のとおり、足立区の職員と東京女子医大関係者との間で会食等が行われ、そのうち一部（式典における弁当の提供及び物品の授受の件）に書面による承認を得なかったという手続違反があったことが確認された。</p> <p>もっとも、これは承認手続上の問題であり、これにより、本件病院の誘致及び補助金の交付事務等の業務に不適切な影響を与えた事実は確認できなかった。</p>
<p>是正措置等の意見</p>	<p>令和7年9月から10月にかけて、足立区が区職員（管理職）を対象に行った「入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート」によれば、「利害関係者等との接触に関する指針」（令和3年4月1日施行）の規定について、認識、理解が不足している職員も少なくないことが明らかになっており、現状、庁内において十分に周知がなされているとはいえない。</p> <p>よって、足立区においては、区の一般職員及び特別職の職員に対し、改めて同指針の周知徹底に努めていただくことを要望する。</p>
<p>添付資料の内訳</p>	<p>なし</p>

※ 実名は、本人の同意を得たとき又は本人が特に希望したときのみ記入する。

※ 紙面が不足するときは、別紙添付とする。